

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

「歴史まちづくり法」に、歴史的風致形成建造物の所有者に対して、増改築・移転または除去等を行う際の事前の届出を義務付け及び増改築等の届出を受けた市町村長は、設計の変更、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨、規定されていることに鑑み、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為を管理の指針として整理する。

歴史的風致形成建造物は、「歴史的風致形成建造物指定方針」から、国登録文化財、県及び町指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物が該当しているため、これらに該当する建造物の保全に関する考え方は、もとより文化財保護法、文化財保護条例、景観法に、それぞれ位置付けられている。

このため、ここで定める歴史的風致形成建造物の管理指針は、それぞれの建造物が有する位置付けによって文化財保護法、景観法などの規定に従うことを基本とする。

歴史的風致形成建造物の管理指針

対 象	基本事項
・県及び町指定文化財	毀損状況に応じた保存修理を基本とする。 (現状変更等) 建築物の保存上必要がある場合を除き、原則行わない。
・国登録文化財 ・景観重要建造物	原則として、外観を変更しない保存修理を基本とする。 (現状変更等) 道路等の公共空間から、通常望見できる範囲における行為はできるだけ行わない。(ただし、文化財保護法において国登録文化財については、原状の通常望見できる外観を損なう範囲が、当該外観の4分の1以下である場合は、維持措置の範囲とされる) 内部の変更については、所有者が快適な生活環境を維持する目的などから改築・改造する場合には認める。

また、「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の(1)から(3)の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について同法64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 群馬県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定有形文化財(建造物)について同条例第17条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第18条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (3) 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

歴史的風致形成建造物の管理の指針

